

公 示

407会公示第1号
令和5年12月11日

「陸上自衛隊高等工科大学の英語教育における外国語指導助手派遣」
契約希望募集要項

分任契約担当官
陸上自衛隊武山駐屯地
第407会計隊長 佐藤 誠

記

1 公募に付する事項

(1) 件 名

陸上自衛隊高等工科大学の令和6年度英語教育の外国語指導助手の派遣

(2) 調達予定期間

令和6年4月15日（月）～ 令和7年3月7日（金）

2 配置講師人数

3 名

3 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」の等級格付けがA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 防衛省から競争契約における参加資格を停止されていない者
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者

4 業務委託の概要

(1) 教育内容及び出勤日数

契約期間の休日・休養日及び官側の指定する日を除く 110 日の出勤をするとともに、開始時間及び終了時間は高工校の日課時限表によるものとする。

講師別	科目	学年	クラス数	1クラス人員	教科書等
A	英語コミュニケーションⅠ	1	11	約 30	LANDMARK Fit English Communication I
	英語コミュニケーションⅢ	3	11	約 30	LANDMARK Fit English CommunicationⅢ
B	論理・表現Ⅰ	2	11	約 30	APPLAUSE English Logic And Expression I
	英語コミュニケーションⅡ	2	11	約 30	LANDMARK Fit English Communication II
C	論理・表現Ⅱ	3	3	約 30	APPLAUSE English Logic And ExpressionⅡとⅢ

注 表にある各講師の担当科目は一例であり、実際に担当する科目は、助手の教育技量等を基に決める。

(2) 受託者の業務内容

ア 外国人講師の配置

- (ア) 以下の資格・条件を満たす外国語指導助手を 3 名配置すること。
- 契約期間・業務を確実に遂行する強い意志と健康を有すること。
 - 大学又は大学院を修了し、学位を取得していること。
 - 年齢及び性別を問わず、犯罪歴がなく身元が確実であること。
 - 英語教員として 2 年以上の経験者を基本とすること。
 - 自衛隊の各種規則を遵守し、自衛隊員に対する教育であることを自覚し、使命感・責任感を保持していること。
 - 英語を母国語とする米・英・加・豪・比の国籍を有する講師を基本とする。
(上記以外の国籍者の場合は高工校に事前承認を受けること。)
 - 高工校職員と意思疎通ができる程度の日本語能力を有していること。
 - 学校の指示を遵守すること。
 - 以下に挙げる外国語指導助手に期待する教育成果基準を達成し得る能力を有するとともに、米国等の歴史・文化・伝統等についての理解を深めさせる能力を有すること。
- (a) 英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ
中学校英語を踏まえて、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「書くこと」の五つの領域を総合的に育成する。

(b) 論理・表現Ⅰ・Ⅱ

日常的・社会的な話題について、使用する語句や文、対話の展開、事前の準備などにおいて、一定の支援を活用すれば、情報や考え、気持ちなどを論理的に詳しく話して伝える力を育成する。

- (イ) やむを得ず履歴書を提出した講師以外の者に授業を行わせる場合は、事前に当該講師の履歴書を高工校に提出し、了解を得ること。
- (ウ) 外国語指導助手の業務日程を高工校と調整すること。
- (エ) 外国語指導助手の勤務状況や指導内容を把握するため、必要に応じて高工校と協議すること。

イ 授業計画の作成・指示

受託者は、高工校の要求に基づき、授業計画案を作成する。その内容を高工校に説明し、了承を受けた後に授業計画を作成すること。

ウ 使用教材の作成・指示

受託者は、授業で使用する掲示物、視聴覚教材、プリントやカード等の教材に関して高工校に説明し、了承を受けた後に授業で使用する。

エ 成果の報告

受託者は高工校の要求に応じて、教育の成果について外国語指導助手に報告させるように指示すること。

(3) 外国語指導助手の業務内容

- ア 就業時間 0830～1630（休憩1200～1300）
- イ 高工校教官との英語教育に関する業務の連携
- ウ 教育準備及び教育実施（高工校教官との英語会話の実演を含む。）
- エ 小テスト等の作成・実施・結果報告
- オ 課題等の評価及び報告書の作成
- カ その他

(ア) 教育内容、カリキュラム、成績管理及び委託する教育全般にわたり、高工校から指示があった事項については迅速に対応すること。

(イ) 生徒から授業内容、方法、進度等について要望・相談があった場合は、高工校と連携を図って対応すること。

5 公募に関する説明会への参加

(1) 開催日時

令和6年1月23日（火）15時00分から

(2) 開催場所

神奈川県横須賀市御幸浜1-1 北1号隊舎1階 業務諸隊教場

(3) 説明事項

- ア 契約の概要等に関する事項
- イ 仕様書に関する事項
- ウ 技術審査に関する事項

6 説明会参加申込に関する手続等

(1) 説明会参加申込提出先

ア 〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜1-1

陸上自衛隊武山駐屯地 第407会計隊 契約班 担当 河野

電話 046-856-1291 (内線347)

FAX 046-856-1291 (内線370)

イ 午前8時15分から午後5時(正午から午後13時までの時間を除く)

(直接提出する場合は、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日をいう。)を除く。)

(2) 説明会参加申込受付期間

ア 令和6年1月23日(火)12時00分まで

イ 第6項(1)の連絡先へFAXにて申込(様式 別紙を参照)

7 その他

その他の詳細については、説明会において連絡する。

説明会参加申込書

事業名：陸上自衛隊高等工科学校の令和6年度英語教育の外国語指導助手の派遣

標記事業の説明会に参加します。

- 1 時期 令和6年1月23日（火）15時00分～
- 2 場所 神奈川県横須賀市御幸浜1-1
北1号隊舎1階 業務諸隊教場
- 3 参加者に関する事項
 - (1) 会社名
 - (2) 会社住所
 - (3) 電話
 - (4) FAX
 - (5) 参加予定者の氏名・所属部署・役職
 - (6) 参加予定人員

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊武山駐屯地
第407会計隊長 佐藤 誠 殿